

① 平成25年度 部屋別利用数および利用率（成果指標）

	はぎ(10畳)		うめ(12.5畳)		ふじ(10畳)		しょうぶ(8畳)		あやめ(8畳)		5部屋計		利用割合
	利用数(室)	利用率	利用数(室)	利用率	利用数(室)	利用率	利用数(室)	利用率	利用数(室)	利用率	利用数(室)	利用率	
4月	7	9.33%	7	9.33%	7	9.33%	0	0.00%	9	10.67%	30	7.73%	4.10%
5月	25	30.86%	25	30.86%	25	30.86%	0	0.00%	7	8.64%	82	20.25%	11.22%
6月	49	54.44%	49	54.44%	49	54.44%	26	28.89%	40	44.44%	213	47.33%	29.14%
7月	9	11.54%	9	11.54%	9	11.54%	1	1.28%	3	3.85%	31	7.95%	4.24%
8月	7	8.64%	7	8.64%	7	8.64%	1	1.23%	2	2.47%	24	5.93%	3.28%
9月	6	8.00%	6	8.00%	6	8.00%	1	1.33%	5	6.67%	24	6.40%	3.28%
10月	8	9.88%	8	9.88%	8	9.88%	2	2.47%	4	4.94%	30	7.41%	4.10%
11月	10	12.82%	10	12.82%	10	12.82%	1	1.28%	5	6.41%	36	9.23%	4.92%
12月	20	28.99%	20	28.99%	20	28.99%	0	0.00%	4	7.25%	64	18.84%	8.76%
1月	34	41.98%	34	41.98%	34	41.98%	5	6.17%	7	8.64%	114	28.15%	15.60%
2月	17	23.61%	17	23.61%	17	23.61%	0	0.00%	3	4.17%	54	15.00%	7.39%
3月	9	11.54%	9	11.54%	9	11.54%	0	0.00%	2	2.56%	29	7.44%	3.97%
合計	201	21.41%	201	21.41%	201	21.41%	37	3.94%	91	9.69%	731	15.57%	100.00%

② 静観亭利用者数

平成25年度 (人)	
4月	139
5月	371
6月	1,078
7月	145
8月	156
9月	201
10月	216
11月	192
12月	411
1月	818
2月	339
3月	110
合計	4,176

③ 1階カフェ利用者数(活動指標)

平成25年6月 (人)		
1日	土	119
2日	日	100
3日	月	276
4日	火	286
5日	水	315
6日	木	277
7日	金	225
8日	土	382
9日	日	440
10日	月	212
11日	火	141
12日	水	112
13日	木	122
14日	金	127
15日	土	285
16日	日	198
17日	月	121
18日	火	133
19日	水	9
20日	木	53
21日	金	55
22日	土	144
23日	日	111
24日	月	32
25日	火	41
小計		4,316
26日	水	11
27日	木	16
28日	金	8
29日	土	33
30日	日	9
合計		4,393

④ 1階カフェ利用者数

平成25年度 (人)	
4月	45
5月	203
6月	4,393
7月	53
8月	27
9月	16
10月	34
11月	49
12月	13
1月	22
2月	24
3月	23
合計	4,902

## 葛飾区静観亭賄業務に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と有限会社菖蒲苑（以下「乙」という。）は、葛飾区静観亭賄業務の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （総括）

- 第1条 乙は、利用者の利便に資するため、良質廉価な飲食品を販売するとともに、誠意あるサービスを提供するものとする。
- 第2条 乙は、甲の信用を傷つけ若しくは利用者の利益に反し、又はそのおそれのある行為をしてはならない。
- 第3条 乙は、賄業務の運営に当たり、信用を重んじ、常に誠意を持って円滑な運営を図り、作業能率の向上を目指し、健全な経営に努めなければならない。

### （財産管理）

- 第4条 乙は、使用許可を受けた施設について、常に善良な保守管理を行い、特に火気及び戸締り等については十分な注意を払い、万全の措置を講じなければならない。
- 第5条 甲が厨房に設置した設備について、乙は、その設備を無償で使用することができるものとする。
- 2 前項に定める設備等の保守管理に要する経費及びその他賄業務運営上必要な経費は、すべて乙の負担とする。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。
- 3 乙は、第1項に定める設備等に変更を加える必要があるときは、あらかじめ甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

### （衛生管理）

- 第6条 乙は、衛生に関する法令及び保健所の指導を遵守し、衛生に関し常に万全の注意を払い、事故の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。
- 第7条 乙は、使用施設内を常に清潔に保全し、利用者に不快感を与えてはならない。

### （立入検査等）

- 第8条 甲は乙に対し、経営、衛生、事故防止その他について随時立入調査し、資料の提出又は報告を求め、必要があるときはその改善を指示することができる。
- 2 乙は、前項の調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

### （人事管理）

- 第9条 乙は、営業に必要な人員を確保するとともに、各業務に適する者を配置しなければならない。

第10条 乙は、従業員の衛生、接客等について厳格な教育を行い、常に良好なサービスを提供しなければならない。

第11条 乙は、従業員に清潔で統一的な衣服を着用させ、利用者に不快感を与えない態度で接客させなければならない。

(営業内容)

第12条 乙の営業時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 乙は、休館日及び甲が特に承認する日以外は休業してはならない。

3 乙は、災害時には職員の給食等大量の需要に応じなければならない。

4 乙は、使用許可を受けた施設が災害等の発生により応急救護所となった場合は、利用者の有無にかかわらず優先して甲が使用するものとする。

この場合において、甲は乙に営業補償を行わない。

(品質・価格等)

第13条 乙が販売する品目の品質及び量目は、市販の同品目と同等又はそれ以上とし、常にその基準を上回るよう努力しなければならない。

第14条 乙が販売する品目は、市価より廉価な価格で販売しなければならない。

第15条 乙が販売する品目、品質、量目並びに価格等については、あらかじめ甲と協議し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

(連絡協議)

第16条 甲及び乙は、円滑な賄業務の運営を図るため必要があると認めるときは、随時、連絡協議に当たるものとする。

(事故責任)

第17条 乙がその責に帰すべき事由により、甲又は利用者等に損害を及ぼしたときは、乙は賠償の責を負わなければならない。

(宣伝)

第18条 乙は、営業について、パンフレットその他で宣伝しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、その承認を得なければならない。

(損失補償)

第19条 乙が使用許可を取り消され、又は変更されたときは、乙の損害については、甲は一切補償しない。



(協定解除)

第20条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、協定期間中であっても、その旨を乙に通知して、この協定を解除することができる。

- 1 乙が使用許可を取り消されたとき。
- 2 乙がこの協定に違反したとき。
- 3 第23条に基づく協議が整わないとき。

第21条 乙が、協定期間中に営業を取り止める場合は、その3ヶ月前までに、甲に通知しなければならない。

(協定期間)

第22条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間を更新することができる。

(協定内容の変更)

第23条 この協定締結後において、社会情勢の変化等のため、協定内容に不適當な部分が生じたときは、甲乙協議のうえ、その実情に応じて、協定内容を変更することができる。

(疑義の決定)

第24条 この協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

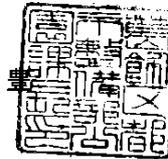
この協定を証するため本書二通を作成し、甲乙各一通を保管する。

平成25年 3 月 1 日

(甲) 葛飾区

都市整備部公園課長

長谷川



(乙) 有限会社 菖蒲苑

代表取締役

磯貝



1 区全体の状況として（地区センター）

施設名	住所	構造	建設年	経過年	施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	集会機能		併設施設	備考
							有無	利用率(%)		
立石地区センター	立石4-23-17	鉄骨平屋	2009	2	453.60	778.19	有	63.7	保育園(公立)	仮庁舎で建物はリース
東立石地区センター	東立石2-15-7	鉄筋3	1997	14	1,037.95	651.05	有	34.0		利用率は別館含む。
東立石地区センター別館	東立石3-34-12	鉄筋2	1972	39	172.18	145.44	有	24.1		
東四つ木地区センター	東四つ木1-20-4	鉄筋3	1997	14	991.60	711.43	有	29.9		サービスコーナーは15.5.2まで
四つ木地区センター	宝町1-1-22	鉄筋3	1993	18	1,548.92	1,044.06	有	46.1		
堀切地区センター	堀切3-8-5	鉄筋4	1987	24	1,821.53	1,186.27	有	62.0	区民事務所	利用率は別館(第三会議室)室含む。
堀切地区センター第三会議室	堀切2-31-10	鉄筋2	1964	47	93.33	397.41	有	35.5	学童(私立)	
南綾瀬地区センター	堀切7-8-22	鉄骨2	2004	7	1,190.11	1,084.15	有	43.7		
南綾瀬地区センター別館	堀切6-28-5	鉄筋3	1979	32	298.09	257.05	有	20.4	サービスコーナー	
お花茶屋地区センター	お花茶屋2-1-12	鉄筋2	1981	30	513.92	496.06	有	41.1		
亀有地区センター	亀有3-26-1	鉄筋13	1996	15	1,612.07	161.80	有	76.4	区民事務所・文化ホール	施設面積は共有部分432.58㎡含む敷地は共有登記持分として
青戸地区センター	青戸5-20-6	鉄筋4	1995	16	1,787.01	1,304.78	有	54.3	障害者通所施設、図書館	
新小岩北地区センター	東新小岩6-21-1	鉄筋9	2001	10	996.38	—	有	73.8	区民事務所	都営住宅1F施設は区が区分所有敷地は有償借受
新小岩地区センター	新小岩2-17-1	鉄筋4	1999	12	1,225.24	597.60	有	62.9	サービスコーナー	
奥戸地区センター	奥戸3-9-17	鉄筋2	1984	27	510.06	496.04	有	35.7		
高砂地区センター	高砂3-1-39	鉄筋3	1987	24	1,612.20	1,314.65	有	56.2	区民事務所	
柴又地区センター	柴又1-38-2	鉄筋1	1978	33	286.36	—	有	47.5	サービスコーナー	都営住宅1F建物・敷地は無償借受
新宿地区センター	新宿4-1-10	鉄筋2	1982	29	469.34	342.08	有	17.9		
金町地区センター	東金町1-22-1	鉄筋5	1983	28	1,861.32	814.98	有	71.4	区民事務所・休日診療所	
東金町地区センター	東金町5-33-6	鉄筋2	1984	27	516.54	596.20	有	41.0		
水元地区センター	水元3-13-22	鉄筋2	1983	28	251.60	210.84	有	41.2	区民事務所	
西水元地区センター	西水元5-3-1-101	鉄筋5	1983	28	500.00	—	有	28.6		都営住宅1F、事務室等部分は有償借受

2 同程度規模の施設

施設名	住所	構造	建設年	経過年	施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	集会機能		併設施設	備考
							有無	利用率(%)		
砂原憩い交流館	西亀有3-12-1	鉄筋5	1984	27	469.08	—	有	25.1		都営住宅(1,156.58㎡)
末広憩い交流館	金町5-4-1	鉄筋2	1982	29	369.60	1,054.06	有	62.1	児童館・学童(公立)・兼い交流館	敷地面積は、併設施設分を含みます
鎌倉憩い交流館	鎌倉2-6-20	鉄筋2	1977	34	390.27	1,692.30	有	36.7	児童館・学童(公立)	敷地面積は、併設施設分を含みます
新宿憩い交流館	新宿1-5-6	鉄筋1	1983	28	421.98	—	有	30.7		敷地は都財産(783.82㎡)
たつみ憩い交流館	西新小岩2-1-4	鉄筋5	1981	30	473.11	—	有	39.5	保育園(公立)・兼い交流館	都営住宅(1,479.03㎡)
水元憩い交流館	水元4-6-15	鉄筋2	1994	17	381.00	518.17	有	32.8	学童(私立)	敷地面積は、併設施設分を含みます
東金町憩い交流館	東金町5-22-18	鉄筋2	1976	35	394.35	1,166.83	有	28.4	児童館・学童(公立)	敷地面積は、併設施設分を含みます
亀有兼い交流館	亀有1-24-3	鉄筋3	1974	37	433.53	392.75	有	47.4		旧亀有出張所
浜江兼い交流館	東四つ木4-44-2-102	鉄筋24	1996	15	329.00	—	有	49.8	老人デイサービスセンター	都営住宅1F都営老居使用許可(建物)

### 3 静観亭の近隣施設

施設名	住所	構造	建設年	経過年	施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	集会機能		併設施設	備 考
							有無	利用率(%)		
堀切地区センター	堀切3-8-5	鉄筋4	1987	24	1,821.53	1,186.27	有	62.0	区民事務所	利用率は別館(第三会議)室含む。
堀切憩い交流館	堀切1-23-6	鉄筋1	1970	41	240.27	1,038.41	有	39.7		
南綾瀬第二集い交流館	堀切 5-38- 4	鉄骨2	1991	20	252.00	274.03	有	33.5		
四つ木地区センター	宝町1-1-22	鉄筋3	1993	18	1,548.92	1,044.06	有	46.1		
宝町集い交流館	宝町 2-38-19	鉄筋2	1984	27	318.50	1,157.20	有	30.1	憩い交流館	
宝町憩い交流館	宝町2-38-19	鉄筋2	1984	27	377.81	1,157.20	有	42.6	集い交流館	敷地面積は、併設施設分を含みます